

前橋市富田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 地区計画計画図に表示するB地区(以下「B地区」という。)の区域において、次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) <u>自動車修理工場</u></p> <p>(2) <u>自動車教習所</u></p> <p>(3) <u>畜舎</u></p> <p>(4) <u>ホテル又は旅館</u></p> <p>(5) <u>ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</u></p> <p>(6) <u>カラオケボックスその他これに類するもの</u></p> <p>(7) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p>(8) <u>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</u></p> <p>(9) <u>キャバレー、料理店その他これらに類するもの</u></p> <p>(10) <u>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u></p> <p>3 地区計画計画図に表示するC地区(以下「C地区」という。)の区域において、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。第6号において「政令」という。)第130条の5の3に規定するもの</u></p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>4～6 省略</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 地区計画計画図に表示するB地区(以下「B地区」という。)の区域において、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) <u>住宅</u></p> <p>(2) <u>共同住宅、寄宿舎又は下宿(1階部分に建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の5の3に規定するものを併設し、かつ、その用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)</u></p> <p>(3) <u>政令第130条の3に規定する兼用住宅</u></p> <p>(4) <u>公園に設けられる公衆便所又は休憩所</u></p> <p>(5) <u>前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5の5に規定するものを除く。)</u></p> <p>3 地区計画計画図に表示するC地区(以下「C地区」という。)の区域において、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>政令第130条の5の3に規定するもの</u></p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>4～6 省略</p>